

J A全国監査機構における業務監査結果の事例

J A全国監査機構

平成25年1月

【目次】

I はじめに

II 概要

III 個別事例

項目	事例（タイトル）
1. 経営方針・経営計画に関する事項	
（1）組合員基盤やJAらしい業務運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・組織基盤の強化対策・職員教育の強化・記念誌発行を通じた職員教育、協同活動の強化・女性理事、総代の選出
（2）経営全般・経営改善等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・事業利益確保への取組み・経営改善計画の達成・部門別収支改善に向けた店舗等統廃合の実践・経済事業施設の集約化と収支改善・地域農業振興に向けた戦略的合併の検討・自己資本比率の改善・員外利用規制遵守・子会社の中期計画の見直しと経営管理
（3）コンプライアンスに関する事項	<ul style="list-style-type: none">・コンプライアンスの徹底と内部統制システムの整備・不祥事防止対策の強化
（4）個別の業務運営（事業計画）に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・不良債権比率の改善・余裕金の四半期運用方針の策定・債権（販売未収金）管理回収計画・長期滞留在庫品の適切な管理・生産部会組織の統合検討・業務外固定資産の流動化
（5）監事監査に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・監事監査と内部監査の連携強化

項目	事例（タイトル）
<p>2. 内部管理体制の整備に関する事項</p> <p>(1) 事業共通・総務</p> <p>a. 部署や規程等の整備</p> <p>b. 規程等の周知徹底</p> <p>c. モニタリング</p> <p>(2) 信用事業</p> <p>a. 部署や規程等の整備</p> <p>b. 規程等の周知徹底</p> <p>c. 現状評価と改善</p> <p>(3) 共済事業</p> <p>a. 部署や規程等の整備</p> <p>b. 規程等の周知徹底</p> <p>(4) 経済事業</p> <p>a. 部署や規程等の整備</p> <p>b. 規程等の周知徹底</p> <p>c. 現状評価と改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修等の支所間での内容統一 ・個人情報取扱いチェック体制の強化 ・連続職場離脱実施要領の改正 ・苦情処理対応の適正な記録 ・渉外担当者への抜打ち帯同の実施 ・自店検査の適切な実施 ・自店検査の取りまとめ検証の徹底 ・内部監査結果の理事会報告 ・資産査定の実施部署 ・相続手続の適正化 ・ダイレクトメールの適正な管理 ・貸付関係の事務処理の適正化 ・顧客保護等管理態勢の整備 ・系統金融検査マニュアルに則った規程類の周知徹底 ・反社会的勢力排除に関する確約書の徴求 ・本人確認時の機微情報取得禁止の徹底 ・貸出金の貸出契約時における事務手続の適正化 ・支所現金の保有限度額検証の仕組み構築 ・異動処理確認一覧表の活用 ・申込書や未使用証書用紙等の保管 ・共済金等の現金支払管理簿の設置 ・共済代理店への指導徹底 ・共済代理店への指導徹底 ・米穀精算処理の適正化 ・発生主義に基づく会計処理 ・受託会計管理の適正化

項目	事例（タイトル）
<p>3. 業務部門および支店等における事務処理</p> <p>（1）事業共通・総務</p> <p>a. 総会・理事会等の運営</p> <p>b. 組合員資格等の管理</p> <p>c. コンプライアンス・利用者保護</p> <p>（2）信用事業</p> <p>（3）共済事業</p> <p>（4）経済事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会議決・報告事項の徹底 ・ 利益相反取引にかかる適正な貸付事務手続きの徹底 ・ 理事会の決議事項の処理状況の報告 ・ 組合員資格の確認 ・ コンプライアンス委員会の協議 ・ リスク管理態勢等に係る理事会及びコンプライアンス委員会への報告 ・ 適切な人事ローテーションの実施 ・ 同一部署の同一業務に長期間従事する者に対する補完措置 ・ 連続職場離脱制度の精度向上に向けた取り組み ・ 重要用紙の管理 ・ 役席者カードの管理・使用の適正化 ・ オペレータカードの適切な使用 ・ 定期積金解約時の照合手続 ・ 定期積金掛込状況管理表の検証 ・ 一般査定先の債務者概況表の作成 ・ 共済集金業務管理の適正化 ・ J A共済コンプライアンス点検の検証結果 ・ セキュリティログ点検の未実施 ・ 危機管理態勢の適切な運用 ・ 生産履歴管理の充実強化 ・ 生産履歴の回収徹底

I はじめに

J A全国監査機構は、平成 14 年の設立以前から、J Aの財務諸表の適正性に関する監査と合わせ、J Aの組織や業務運営（内部統制含む）に関する監査、いわゆる業務監査を実施してきている。

今日、J Aに求められる内部管理体制整備や不祥事未然防止対策等を進める上で、経営指導と両輪となって機能するという公認会計士監査に置換えることができない中央会監査の独自性を発揮すべきという観点から、業務監査の重要性が高まってきている。

こうした認識を踏まえ、J A全国監査機構では、平成 22 度からの行動計画で、『J Aにおける業務の効率性と有効性の確保と、法令等遵守の徹底状況等を検証し、経営管理態勢の一層の強化を促すことを目的とする』業務監査の充実に取り組んできている。

本事例集は、J Aにおける内部管理体制整備等を一層進める観点から、主に平成 23 年度に実施した監査機構監査の改善指示事項の事例を取りまとめ公表するものである。

【留意事項】

- ・事例は、平成 23 年度に実施した監査において改善指示した事案である。
- ・対象 J Aや事案の特定を避けるため、固有名称や数値等は省いており、また、改善指示の趣旨に直結しない説明的な箇所も割愛している。従って、実際の改善指示そのものではなく、改善指示を踏まえたイメージである。

II 概要

J A全国監査機構の監査では、経営戦略や方針（組合員基盤の強化等、J Aらしい業務運営含む）、経営計画等の経営マターを始め、農協法他諸法規への適合状況、内部管理体制の整備、さらには支所等の事務処理の誤りまで、幅広い改善指示をしている。

J Aの内部管理体制の整備状況はまだまだ十分でなく、中には不祥事につながりかねない不備等も見られる。本事例集には、個々の不備の発生原因をふまえ、特に所管部署等の役割発揮といった体制面の観点からの改善指示をしている事案を多く載せているが、J Aの場合、このような所管部署等のさらなる機能発揮が課題であると言える。

今後は、どの事業かに関わらず、個々の不備があった場合、リスク認識に基づいて、個々の支所等の問題だけでなく構造的・体制的な問題点を認識し、経営層や所管部署の適切な役割発揮のなかで根本的な解決を図っていくことが望まれる。

監査機構では、業務監査の充実の一環として、個々の不備事項のみならず、それを発生させた体制面の問題点の改善善示に注力していくが、J Aにおいても、本事例集をもとにあらためて認識と体制整備の取組みを望みたい。

Ⅲ 個別事例

1. 経営方針・経営計画に関する事項

(1) 組合員基盤やJAらしい業務運営に関する事項

【組織基盤の強化対策】

組合員の高齢化や他業態との競争においてJAを利用する優位性がみだせないなどの理由から、組合員との関係が希薄化しつつあり、当組合としても危機感を持って対応しているところであるが、農事実行組合等の解散があり、この結果、総代・運営委員の選出にも苦慮している地域もある。組合員との関係の希薄化を解消するために次世代対策等の取組は、もちろんのこと、組合員との関係を強化のための更なる取組について、より一層強化されたい。

【職員教育の強化】

貴組合は昭和以来数度の合併を経て、今日の大規模都市化JAとなっている。職員に対して各種事業等に関わる業務知識の研修は実施しているが、一方、組合員との関係作りにおいて重要な「組合員のおかれた地域の歴史や風土・環境に関する教育」について制度化がされていない。経営環境の悪化に伴い統括支店の統廃合を含めた合理化等を進めているが、貴組合が、組合員にとって「信頼されるJA」を目指すためには、業務知識以外に組合員がおかれた歴史・風土・環境を理解することが、組合員の理解促進につながり、協同活動の第一歩であるので、職員教育の強化に向けて取り組まされたい。

【記念誌発行を通じた職員教育、協同活動の強化】

平成●年に●農業協同組合と●農業協同組合が合併して、●農業協同組合が誕生し●年が経過しており、組合員・役職員の世代交代が進んでいる。さらに、戸から個人を重視する社会環境の変化に伴い組合員と職員の関係希薄化が貴組合にとっても大きな課題となっている。人的組織である協同組合は、組合員の結集こそが協同組合活動の原点であり、そのためには、組合員との密着化を図ることが重要である。

JAの記念誌発行に際し、前回の記念誌の発行以後の史実のみを記載し、それ以前の歴史は、既に発行されている記念誌に委ねる形となっており、時代が経るにつれ、●町内の農業や農協の歴史が風化しつつある。組合員の歴史の上に現在の●農業協同組合があることを勘案すれば、若手職員が、過去の地域農業・農協の歴史を知ることは重要である。現在、●周年記念誌の策定に向け取り組んでいるが、記念誌発行は、組合員・役職員が●町の農業・農協の歴史を共有化し、将来に向けて意思統一を図るための絶好の機会であるので、協同活動の結集に向け取り組まされたい。

【女性理事、総代の選出】

女性のJA運営参画については、平成22年3月策定の「食料・農業・農村計画」において、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向けて、JAグループにおける取組みの促進が求められる中、同年の中央会理事会で「女性のJA運営参画指針」を組織決定し、①総組合員に占める女性の割合、②総代に占める女性の割合、③役員に占める女性の割合にかかる数値目標を掲げ、その取組みを進めているところである。

当組合においては、総代会で役員選任規程・同細則の変更を議決し、女性理事と女性総代を次期役員改選期から選出するよう変更しており、実現に向けて進めていると認められるが、監査日現在、具体的な選出方法などは明確な方針が策定されていない。次年度役員改選でもあり、速やかに方針等を定め、円滑に女性理事・総代が選出されるよう準備を進められたい。

（2）経営全般・経営改善等に関する事項

【事業利益確保への取組み】

仮決算の状況を部門別に見ると、信用、共済、購買など主要事業で前年同月比、減益となり、現状が厳しくなっている。現在、不祥事点検基準で要改善JAに指定されており、さらに改善に向けての取組みが加重される可能性が高く、事業利益の確保が貴JAの最重要課題と認識している。については、主要事業の立て直しとあわせ、事業部門ごとの上期の徹底分析を行うとともに、下期の重点事項の仕分けを行い、経営資源配分と進捗管理を徹底し、事業利益確保に向け役職員一体となって取り組むこと。

【経営改善計画の達成】

「経営改善計画」において不良債権処理と増資、事業推進に取り組まれているところであるが、●月末現在の不良債権処理実績は●百万円（目標残●百万円）、増資計画は同●百万円（目標残約●百万円）となっている。また、上半期決算の当期利益はほぼ計画通りの結果となったものの、過年度に比べ事業総利益が減少し、収益力低下が続いている。不良債権の最終処理と経営健全化にあたっては、増資及び各事業目標を達成し自己資本と目標収益を確保することが不可欠であるので、経営改善計画達成に向けて役員、職員、組合員ともに全力で取り組まれたい。

【部門別収支改善に向けた店舗等統廃合の実践】

貴組合は平成●年に市内●JAが合併し●年が経過した。この間、支所等の統廃合、集荷・検査体制の集約化により事業展開を図っているが、今年度期末決算見込は、事業利益●百万円、税引前当期利益●百万円であり、依然として安定的な収益基盤を確保できていない状態にある。その主たる要因は、信用・共済部門を除く事業部門の収益体質

が弱いことにあり、従って当該部門の固定的経営コストの削減に早急に取り組む必要がある。現行中期●ヶ年計画では、金融支所・資材店舗・給油所・生活店舗について、各事業の実施策の中で統廃合の実施や検討を掲げ、各種会議体等で検討が行われているものの、さらに取組みを強化する必要がある。

については、資材店舗を含む営農センターの集約化、採算性が悪くかつ老朽化した給油所や生活店舗の廃止や縮小、採算性に比し事業必要性が薄い金融支所の廃止等による店舗戦略に具体的に取り組むなど、役職員一体となって組合全体の事業再構築に係るマスタープランを検討し決定のうえ、期限を決めた中で確実に実践すること。

【経済事業施設の集約化と収支改善】

経済事業については、現在、3カ年計画等において収支改善、施設の集約等を掲げ取組まれている。しかしながら、前年度実績において、給油所は一定の収支改善が図られたものの、農機・車輛センター等については、依然、厳しい収支状況が続いている。

貴JAにおいて盤石な経営基盤を確立するためには、当該経済事業の収支改善が喫緊の課題であるため、施設の集約化と併せて、事業所ごとの更なる収支改善に努めること。

【地域農業振興に向けた戦略的合併の検討】

平成●年に市が農業者に対して行ったアンケート結果によれば、回答した農業経営者のうち65歳以上が半数であり、相当数が後継者不在で、今後5年後に経営規模の縮小並びに離農を検討している者も少なくない状況にあり、急速に高齢化が進展している。特に専業地帯の組合員の離農が進んでおり、農地の引受等による経営規模の拡大も難しくなっている。これらの課題解決に向け、①共選場の集約化、②直売場のリニューアルによる消費拡大、③「●サポート事業」による労働力の確保などの取り組みを進めているが、今後農業生産力・JAの事業機能の現状維持も厳しくなると思慮される。

●市役所は、平成●年度までの市全体の農業振興計画を策定しており、JA●の地区内にある「●地区」、「●地区」を含めた農業振興策を踏まえ、JA●との農業振興策の連携も重要になってくる。現在近隣JAとの合併に向けて協議を進めているが、地域農業の振興に向けた戦略的な合併の実現に向け、取組まれない。

【自己資本比率の改善】

前年度末の自己資本比率は●%となっており、県平均●%に対して低い水準となっている。特にストレスチェック後の自己資本比率は●%と県下で最も低い水準となっている。については、組合員からの増資も含めた増資計画や、事業利益確保による内部留保の充実に向け、全役職員が一丸となり自己資本比率の改善に努められたい。

【員外利用規制遵守】

組合で計算した前年度の員外利用比率を検証したところ、購買事業で●%と農協法第10条第17項に抵触していた（ただし、現金取引等、利用状況把握不明分のサンプリング調査が未実施）。また、貯金も期中平均残高では限度内であったが、期末残高では●%と制限を超過している。

については、各事業担当部署は員外利用比率をより精緻に把握・管理するとともに、購買事業では適切なサンプリング調査を実施し、抵触の恐れがあれば組合員加入を促すなどの対応を実施されたい。また、員外利用比率は定期的に理事会等に報告し、内部監査部署は員外利用状況の管理が適切に行われていることを監査で検証するなどにより、継続的かつ確実に員外利用規制を遵守するための態勢を構築されたい。

【子会社の中期計画の見直しと経営管理】

子会社●の経営内容を検証した結果、上半期において、純売上高は計画に対し大きく下振れしたことから、経常損失は●千円を計上している。このことに伴い、JAの上期決算における当該子会社への債権にかかる貸倒引当金は●千円となり、繰入額は●千円増加した。

については、今年度設置した運営委員会で計画未達の要因分析（内部要因・外部要因）を行い、それぞれの要因別の対策や現状市況を踏まえたシミュレーションの見直しと緻密な資金繰り計画、さらにはJAとしての経営管理上の債務超過額容認限度等を十分検討し、理事会において運営委員会の答申を踏まえて中期計画の見直しを行われたい。

なお、平成24年度の総代会においては、組合が対処すべき重要な課題として認識するとともに、子会社の収支・財務状況、理事会決定の経営管理方針、上述の中期計画を報告することとされたい。

（3）コンプライアンスに関する事項

【コンプライアンスの徹底と内部統制システムの整備】

昨年発覚した経済部門の不祥事を原因として、要改善JAに指定を受けた。この指定以前から、発生原因の究明を通じて再発防止策を決定しているものの、これが実践されていない実態が判明したことは、リスク意識の希薄さの証左といわざるを得ない。については、不断のコンプライアンス意識の醸成・高揚に配意するとともに、内部統制システムの整備・構築による業務・事務の標準化を通じたリスク・コントロール・マネジメントの確立を急がれたい。

【不祥事防止対策の強化】

購買代金（現金）の着服にかかる新たな不祥事件が当事者の他店への異動が発端で発

覚している。今後不祥事再発防止策を改めて策定することとなるが、これまで不祥事防止対策に取り組んできたなかでの不祥事の発生であることを踏まえ、未然防止できなかった要因や早期発見に至らなかった要因等を視点として、不祥事再発防止対策の該当取組項目の実効性を検証したうえで、防止対策の強化をはかること。

（４）個別の業務運営（事業計画）に関する事項

【不良債権比率の改善】

前年度末の不良債権比率は、鋭意改善に向け努力されたが、●%と県指導目標、県平均を超え高い数値となっている。ついては、債務者の状況確認把握と合わせ債務者との協議を引き続き行い、リスク管理委員会・理事会において審議の上、あらゆる措置を講じ不良債権比率の改善に向けた取り組みを強化すること。

【余裕金の四半期運用方針の策定】

ALM 委員会は、余裕金運用等にかかるリスク管理手続の規定に基づく余裕金の四半期運用方針を策定していない。経済金融見通し及びリスク情報の検討を踏まえ、有価証券等余裕金運用の具体的な運用方針・計画を協議・検討すること。

【債権（販売未収金）管理回収計画】

●センター事業における販売未収金については、監査基準日現在、●先、合計●千円となっており、前年同期と比較すると●千円増加していることが認められた。なかには、直近 1 年間にほとんど入金がなく長期固定化している未収金もあることから定期的な経営改善会議等による生産者への経営改善指導を強化し、債権の管理・回収に努められたい。

【長期滞留在庫品の適切な管理】

最終入庫日から数年を経過し、1 年以上出庫もない長期滞留在庫品が認められたので、他支店との連携も含めた流動化を図るとともに、劣化等により供給が難しい状態にあるものについては、再評価による売価変更や除却処分を検討するなど、長期滞留在庫の適切な管理を徹底されたい。

【生産部会組織の統合検討】

生産部会組織の運営状況を検証すると、以下のような課題がみられる。これらの課題を解決するためには、部会を統合する必要があると思慮されるので検討を行うこと。

①各担当者が数多くの部会を担当しているため事務負担が過大となり出向く指導が十分に実施されないと思慮される。

②受託会計の決算書の検証漏れ、口座引落依頼書の徴求漏れなどの事項がみられる。

【業務外固定資産の流動化】

貸出金の代物弁済を主因とした業務外固定資産については、●千円が確認された。宅地等の売却により、昨年度に比較して減少しているものの、他の物件については固定化が懸念される。業務外固定資産については、現在台帳により、地番ごとの管理を行っているが、物件の地目や現況ごとに異なる流動性を考慮した、具体的な流動化計画を作成すること。

（５）監事監査に関する事項

【監事監査と内部監査の連携強化】

組合の監事監査規程では「監事は組合の内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的で有効な監査を実施するよう努める」と規定し、また内部監査規程では「監査室長は、監事と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めるものとする」と規定しているものの、監事監査(定期及び随時)と内部監査の間において積極的な連携が見受けられない実態にある。今後は、特に「監事による随時監査」と「内部監査」の連携の一層の充実化により、子会社を含めた多数の事業拠点に係る組合財産の保全および経営効率の向上に資するべく、監査機能を強化すること。

2. 内部管理体制の整備に関する事項

（１）事業共通・総務

a. 部署や規程等の整備

【階層別研修等の支所間での内容統一】

コンプライアンス・プログラムに基づき、階層別・業務別・部署別研修等を計画・実施しているが、各支所・事業所での研修・ミーティング内容は必ずしも統一されていない。コンプライアンス統括室が、各支所・事業所で最低限実施すべき研修・ミーティング内容を明示し、コンプライアンス・マニュアルの周知徹底やコンプライアンス・プログラムの実践を一層促進すること。

【個人情報取扱いチェック体制の強化】

前年度に発生した融資課での個人情報記載書類の誤郵送について、県知事あての報告書では、個人情報担当部署とコンプライアンス担当部署による四半期に一度の各部署へ

の臨店チェックの実施を再発防止策として掲げている。これを受け、今年度には臨店チェック実施要領を見直し、臨店チェックが実施されているが、その対象は支店、事業所に限定され、融資課を含めた本店部署へのチェックが実施されていない状況がみられた。

今後は、再発防止策に基づき、個人情報扱う全ての部署、支店、事業所に対するチェック機能が働くよう同要領の見直し等の必要な措置を講じること。

【連続職場離脱実施要領の改正】

コンプライアンス連続職場離脱実施要領の規定内容を検証したところ、連続職場離脱の対象者を「信用事業に従事する職員及び手元流動性（現金・預金・有価証券等）の出納業務に従事する職員」と規定している。一方、県中央会の指導文書によれば、農水省の事務ガイドライン、監督指針等を踏まえ、当該対象者について、「原則として全正職員ならびに金銭等を扱うパート・嘱託職員」とするとしており、貴組合の当該要領と乖離が認められた。

については、当該指導文書に基づき、対象者を原則として全正職員ならびに金銭等を扱うパート・嘱託職員とする旨の要領に速やかに改正し、その運用に万全を期すこと。

b. 規程等の周知徹底

【苦情処理対応の適正な記録】

苦情処理等対応記録簿をみると、業務上の事故等、職員の事務処理誤りの報告が多くみられた。しかし、報告内容は対応結果や顛末のみであり、再発防止について報告がない。同じ処理誤りの発生を防ぐ観点から、再発防止策を記入し報告させるとともに、実施を徹底すること。

【渉外担当者への抜打ち帯同の実施（不祥事未然防止に向けた取組み）】

●支所の往査時に、役席者による渉外担当者への抜打ちによる帯同の実施状況を確認したところ、実施していない状況が認められた。以前の監査において本所に対して改善指示した事項である。「不祥事未然防止に向けた県域方針」に基づき、渉外担当者への抜打ちによる帯同を実施するよう支所への周知徹底を図ること。

c. モニタリング

【自店検査の適切な実施】

本店各部長及び各支店・事業所長は毎月「不祥事未然防止のためのチェックシート」により点検し、監査室長に自主検査報告書により報告することと規定している。

監査室のとりまとめ結果を検証したところ、毎月の提出率が次のとおり低率であった

ので、各所属長は監査室への提出を怠らないこと。また、統括部署である監査室は、当該チェックリスト未提出となっている原因究明を行い、当該要領の趣旨に鑑み取り組みの徹底を図ること。

【自店検査の取りまとめ検証の徹底】

自店検査で不備ありとされている事項について監査室で取りまとめて自店検査報告書を作成しているが、不備があった項目が報告書から漏れているものが認められたので、取りまとめの検証を徹底すること。

【内部監査結果の理事会報告】

内部監査結果は、22年度は理事会に1年分まとめて報告されていたが、内部監査の結果はその都度、組合長の決裁を受けるとともに、監事に提出し、定期的に理事会に報告する必要がある。内部監査結果を周知し、業務改善に役立てるためにも今後は定期的に理事会に報告するよう改められたい。

(2) 信用事業

a. 部署や規程等の整備

【資産査定の実施部署】

資産自己査定要領を検証したところ、固定資産及び外部出資の2次査定部署を明記していなかった。ついては、当該事象の発生原因を究明したうえで、固定資産及び外部出資の2次査定部署を決定し、資産自己査定要領に明記すること。

【相続手続の適正化】

相続貯金払戻について、相続貯金が少額の場合に特例扱いする金額基準が定められておらず、支店間で取扱が相違する実態にあるから、金額を定めるとともに事務手続を整備し指導徹底すること。

【ダイレクトメールの適正な管理】（不祥事未然防止）

電算センターから、信用事業利用者に対し、残高案内、満期案内等のダイレクトメールが送付されている。しかし、支店において、住所変更が適正に登録されていなかったり、住所未記載等で支店へ返送され留置となっているものが認められる。この返送されたダイレクトメールの対応方策が支店へ指示されていないので、改善を指導され適正な管理に改められたい。

【貸付関係の事務処理の適正化】

借入申込書、貸出稟議書、金銭消費貸借契約証書、担保品等の保管方法が統一されておらず、往査支店において、事務処理もれ等が認められた。信用事業の事務統一と歩調をあわせ関連書類の保管方法を統一するとともに、本店による事務指導を徹底すること。

【顧客保護等管理態勢の整備】

借入申込について基金協会案件は事前審査申込受付簿で管理しているが、それ以外の案件は受付簿等での管理がなく、事前審査段階で謝絶した案件の管理は行っていない。また、謝絶にかかる面談記録等がなく、役席者による謝絶理由、説明経過の検証を行っていないので、手を整理し顧客保護管理態勢の整備を図ること。

b. 規程等の周知徹底

【系統金融検査マニュアルに則った規程類の周知徹底】

系統金融検査マニュアルで求めている諸規程については制定・改正は行われているものの、周知徹底が行われていないものが一部認められるので、系統金融検査マニュアルの趣旨に則り職員に対して周知をはかること。

【反社会的勢力排除に関する確約書の徴求】

新規貸付実行にかかる徴求資料として「反社会的勢力排除に関する確約書」が徴求されていないことが認められた。融資課は、事務手続きに基づき、徴求を徹底するよう支店に指導されたい。

【本人確認時の機微情報取得禁止の徹底】

個人情報取扱規程における本人確認時の機微情報等取得禁止事項により対応されているが、貸出業務、貯金業務における本人確認時において、いまだ徹底されていない状況が見受けられた。については本店指導により法令・金融庁ガイドライン・規程等にもとづく対応を徹底すること。

【貸出金の貸出契約時における事務手続の適正化】

借入申込・契約締結にかかる事務手続を検証したところ、契約締結時に求められている「与信取引に関する契約意思確認書および受取書」の徴求（または面談記録への契約書(写)交付の記載）について、本店からの指示が徹底されていないために、対応できていない状況にあるので、貸出事務手続について各支店への事務指導を再度徹底されたい。

c. 現状評価と改善

【支所現金の保有限度額検証の仕組み構築】

監査実施日現在、支所毎に現金保有限度額を設定しているが、本所において限度超過の状況を把握していないことが認められた。現金保有限度額の超過状況を検証する仕組みの構築について検討されたい。

(3) 共済事業

a. 部署や規程等の整備

【異動処理確認一覧表の活用】

共済事業にかかる管理資料として本所から各支所に「異動処理確認一覧表」を配布しているが、使用方法について統一した指示がなされていないため、各支所での使用方法が定まっていない。端末処理結果の反映状況を確認する担当者用資料として使用する、あるいは担当者が行った端末処理の内容を確認する管理者用資料として使用するなど、使用方法を定めて支所に指示し有効に活用すること。

b. 規程等の周知徹底

【申込書や未使用証書用紙等の保管】

処理済の契約申込書や未使用の証書用紙等が、施錠可能な保管場所に保管されているか確認したところ、処理済の傷害共済契約申込書、未使用の傷害共済契約申込書（複写式で証書とセット）が、施錠可能な場所以外に保管されていた。

個人情報情報の漏洩防止、不正使用による不祥事防止の観点から施錠可能な場所へ適切に保管するよう取扱職員に周知徹底すること。

【共済金等の現金支払管理簿の設置】

●支所の往査時に共済金等の現金支払にかかる管理状況を検証したところ、現金支払管理簿を設置していない状況が認められた。確認したところ、今年度は現金支払の案件がないとのことであったが、前年度平成 22 年度は少なからず現金支払の案件が発生している。「不祥事未然防止に向けた県域方針」では、最低限取り組むべき事項として「窓口以外での現金支払は原則として禁止する。やむを得ず現金支払を行う場合は現金支払管理簿等で管理の徹底を図る」旨が規定されている。すみやかに設置して厳格な管理を行うよう、支所への周知徹底を図ること。

【共済代理店への指導徹底（自動車共済契約集計表）】

共済代理店作成の自動車共済契約集計表において、①自動車共済契約集計表がまとめて作成されている、②「送金月日」欄等の記載漏れが等の不備が認められた。自動車共済契約集計表は、組合と共済代理店との掛金收受や契約締結にかかる証憑書類であることから、共済代理店運営要領に基づき適正な事務処理が行われるよう指導すること。

【共済代理店への指導徹底（日常点検チェックシート）】

監査実施日現在、共済代理店運営マニュアルにおいて、共済代理店担当者は日常点検チェックシートを週1回程度作成し、点検結果を管理者に報告することとしているが、作成していないものが●店舗認められた。共済代理店に対する管理および指導を徹底すること。

（４）経済事業

a. 部署や規程等の整備

【米穀精算処理の適正化】

平成●年産米の精算処理について、直売米の入出庫料、手数料、保管料の一部が失念により収益計上漏れになっているもの等が認められた。これらは、共同計算の具体的精算手続が定められていないことや、管理者による検証が不十分なことによると思料されることから、事務手続の明確化と適正な稟議手続による検証体制を整備すること。

b. 規程等の周知徹底

【発生主義に基づく会計処理】

一部事業所（オートパル）において、現品引き渡し後速やかに供給処理を行っていないことが認められた。本年「購買事務管理規程」が改定されていることから、規程に基づく適正な会計処理を事務所・支店に周知徹底し、今後は発生主義に基づく会計処理を行うよう改められたい。

c. 現状評価と改善

【受託会計管理の適正化】

受託会計管理において、●部会等の一部取引を検証したところ、受託会計事務取扱要領に基づく検証や現金の取扱等について不備事項が認められた。かかる原因については、管理者等による業務の実態把握が不十分であることや、J A業務と部会業務との分担が

曖昧となっていること等に起因して管理が不十分になっていると思料される。そのため業務分担を検討・整理し、受委託契約書の中にJ Aが受託する業務範囲を明確化するとともに内部牽制を徹底すること。

また、今回の不備事項に関する事項、集荷場等での現金の取扱状況も含めて受託口座全般について本店統括部署、内部監査等により検証しておくこと。

3. 業務部門および支店等における事務処理

(1) 事業共通・総務

a. 総会・理事会等の運営

【理事会議決・報告事項の徹底】

理事会付議・報告事項について検証したところ、定款および理事会規程の定めとの不整合が次のとおり認められた。

- ・ 期末棚卸計画は報告事項、仮決算棚卸計画は議決事項となっていた。
- ・ 不良債権の処理方針の理事会付議がされていない。

理事会は組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督することを任務とする組合の重要な機関であるので、議決事項、報告事項は理事会規程に沿って付議されたい。

【利益相反取引にかかる適正な貸付事務手続きの徹底】

貸付実行手続きを検証した結果、組合理事に対する貸付に際して、利益相反取引として理事会承認を得ていないものがあつた。適正な貸付実行手続きを徹底する必要がある。

【理事会の決議事項の処理状況の報告】

理事会の報告事項については定款に規定されているが、理事会の決議事項の処理状況について報告されていないものが認められたので、定期的に報告するよう改められたい。

b. 組合員資格等の管理

【組合員資格の確認】

今年度の組合員資格確認において、組合員資格確認を行い、本所に●月末までに提出することとしているが、資格確認の結果を本所に提出していないものが●支所認められた。庶務課は、組合員資格結果を本所に提出するよう指導されたい。

c. コンプライアンス・利用者保護

【コンプライアンス委員会の協議】

コンプライアンス委員会の協議について、適切に検討できていないことが認められた。コンプライアンス委員会の運営を適切に行うことにより、コンプライアンス態勢の強化に努めること。

- ・コンプライアンス・プログラムについて、理事会にて協議が行われているが、コンプライアンス委員会での原案の協議が行われていない。また前年度の実践状況についても当委員会に報告が行われていない。
- ・J Aバンク苦情等対応要領およびJ A共済苦情対応要領にそれぞれ規定されている、苦情相談等対応状況の四半期ごとの報告について、苦情相談等の総括部署からコンプライアンス統括部署に対する報告が未了であるので報告を行うこと。また、当該事項についてコンプライアンス委員会及び理事会への報告を行うこと。

【リスク管理態勢等に係る理事会及びコンプライアンス委員会への報告】

反社会的勢力への対応に係る取り組みや利益相反管理態勢の取り組みおよびヘルプライン制度の運用にあたり、該当事案がないことから理事会等への定期報告が未実施となっている。リスク管理態勢は理事者がその必要性を認識し、態勢を整備・運用するものであることから、該当事案がない場合でも理事会等にその旨を報告するとともに態勢整備上の問題点等を検証し、必要に応じて改善に取り組むことが必要と考えられるので、定期的な報告を実施すること。

【適切な人事ローテーションの実施】

平成●年●月●日現在、不祥事未然防止要領に定める期間（信用事業を担当する職員および信用事業以外で金銭を扱う職員は原則●年から●年）を超えて、同一部署・同一業務に勤務している職員が●名（正職員●名、臨時職員等●名）認められた。内部牽制の観点から適切な人事ローテーションの実施に努めること。

【同一部署の同一業務に長期間従事する者に対する補完措置】

人事管理要領及び同内規の期限を超えて同一部署の同一業務に従事する者が●名認められたが、この規定の目的である人事の固定化リスクを担保するための補完措置が講じられていない。対象外職員を除き、止むを得ない理由により同一部署の同一業務に規程で定める期限を超える従事者が生じた場合は、無通告監査による補完等の代替措置を講ずることとされたい。

【連続職場離脱制度の精度向上に向けた取り組み】

貴組合では、内部出向制度等実施要領に基づき、連続職場離脱の取り組みが行われているが、計画立案に際し、配下職員と実施日を事前に相談している事例や部門長自らが自身の職場離脱日を設定し報告している事例など、本来の連続職場離脱の目的から逸脱した形式のみの実施状況と史料される事例がみられた。

今後は、連続職場離脱制度の趣旨を鑑み、より一層の精度向上が図れるよう取り組み内容の検討を行うこと。

(2) 信用事業

【重要用紙の管理】

重要用紙の在高を実査したところ、●支店において普通貯金通帳及び総合口座通帳が不一致であった。これは本店から送付されたものが、重要印刷物残高に反映されていないためである。重要用紙については管理事務要領に基づき適切に管理されたい。

【役席者カードの管理・使用の適正化】

管理者カード取扱簿への記入が事後記載と史料されるものやオペレーターが相違しているものが認められるとともに、承認ランクに応じた役席者が不在時の代理者による承認の場合において、事後の追認手続きが出来ていないものなど、役席者カードの使用にかかる不備が認められたので、オンライン端末機役席者カード取扱規程にもとづく適正な事務手続を徹底されたい。

【オペレーターカードの適切な使用】

オペレーターカードを差し込んだまま複数の職員が端末操作をしているものが散見される。今後は、使用者のカードにより端末操作を行うこと。

【定期積金解約時の照合手続】

定期積金の集金案件について、解約時に証書裏面日付と入金日を照合し、照合した証跡を残すことになっているが、なされていないことが認められたので、改められたい。

【定期積金掛込状況管理表の検証】

定期積金掛込状況管理表には延滞理由等を集金担当者以外の者が記入することになっているが、理由を記入していないものや集金担当者が記入しているものがみられた。以後、集金担当者以外の者が延滞理由等を確認し記入すること。

【一般査定先の債務者概況表の作成】

一般査定先の債務者区分判断について検証したところ、債務者概況表の決算書等収支状況を確認できる書類の未徴求や当該概況表の「収支状況」の未入力、債務者区分判定理由の未記入が散見された。

一般査定先については、債務者の経営状況・財務内容等を総合的に勘案し実質基準に基づき債務者区分を決定するため、決算時までには当該概況表を整備し、適正な資産自己査定手続きに万全を期すこと。

（３）共済事業

【共済集金業務管理の適正化】

時間外集金分で時間外（現金集金等）日次管理簿への記載もなく金庫に保管されたまま入金処理が遅延している不備事項が認められたから改善すること。

【JA共済コンプライアンス点検の検証結果】

前年度のJA共済コンプライアンス点検において、事務手続要領に基づき「共済証書お預り書」が適正に交付されているかを確認するための点検項目が設定されている。しかしながら点検対象案件の中に、「共済証書お預り書」の添付漏れ等関係書類の不備があるにもかかわらず、点検・検証結果については適正とされている等の回答・報告がされている。今後は適正なJA共済コンプライアンス点検を実施すること。

【セキュリティログ点検の未実施】

セキュリティログ点検は、月1回定期的実施し、個人情報等の重要情報の漏洩がないか、共済端末機の操作履歴（セキュリティログ）点検を実施することになっているが、未実施月が見受けられたので改善すること。

（４）経済事業

【危機管理態勢の適切な運用】

当組合の「食の安全・安心に関する危機管理マニュアル」及び「農薬事案にかかわる対応マニュアル」を検証したところ、食の安全・安心に関する危機管理スタッフ並びに農薬事案対策会議の名簿が未更新であった。

危機管理において初動体制は重要であり、食の安全・安心に関わる関係者は自己の役割を認識し、適切に行動することが求められる。そのためには毎事業年度の名簿更新、マニュアルの見直し及び関係者への周知が必要であるので、緊急の時だけでなく少なくとも定期人事異動の直後に、食の安全・安心に関する危機管理スタッフ並びに農薬事

案対策会議の合同会議を開催するなどして各担当の役割確認と意識の統一を図り、危機管理態勢の適切な運用に努められたい。

【生産履歴管理の充実強化】

内部検査実施要領によると、内部検査実施計画や内部検査員の委嘱などは内部検査委員会で決めることになっているが、本年度、当委員会が開催されていないので、要領に従って開催し、生産履歴管理の充実強化に努めること。

また、内部検査報告書を閲覧したところ、誓約書や栽培日誌の未提出などがあるので農家・会員の理解を得て改善すること。

【生産履歴の回収徹底】

●地区営農センターにおける生産履歴の回収状況を検証すると、24年産の●について監査実施日現在で●件中●件が未回収となっている。これは本店から回収・点検について指示文書が出ていたにもかかわらず、センターにおいて回収状況を確認しておらず、耕種・畜産指導販売グループもその状況を検証していないことが要因である。担当者は未回収の生産履歴を速やかに回収するとともに、管理者は検証を徹底すること。

以上